

議 事 日 程 ( 第 2 号 )

平成27年3月4日(水曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

- 議第 1号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第7号)
- 議第 2号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第 3号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 議第 4号 平成26年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第 5号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第 6号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第 7号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議第 8号 平成26年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第35号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第8号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 12名

出席委員 12名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	9番	土門治明君
10番	斎藤弥志夫君	11番	堀満弥君
12番	那須良太君	13番	伊藤マツ子君

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	菅 原 聡 君	企 画 課 長	池 田 与 四 也 君
産 業 課 長	堀 修 君	地 域 生 活 課 長	川 俣 雄 二 君
健 康 福 祉 課 長	本 間 康 弘 君	町 民 課 長	渡 会 隆 志 君
会 計 管 理 者	富 樫 博 樹 君	教 育 委 員 長	石 川 茂 稔 君
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 委 員 長	石 川 橋 藤 正 喜 君
農 業 委 員 会 会 長	高 橋 正 樹 君	農 業 委 員 長	渡 会 隆 志 君
代 表 監 査 委 員	金 野 周 悦 君		

☆

出席した事務局職員

局 長 佐 藤 源 市 次 長 佐 藤 光 弥 書 記 佐 藤 利 信

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（土門勝子君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開催いたします。

（午前10時）

委員長（土門勝子君） 3月3日の本会議において補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、渡邊宗谷教育委員会委員長が所用のため欠席、石川茂稔第一職務代理者が出席、その他全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第1号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）、議第2号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第3号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第3号）、議第4号 平成26年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第5号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議第6号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第7号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第8号 平成26年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）、議第35号

平成26年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）、以上9件であります。

お諮りいたします。9議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（土門勝子君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しては、簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いします。

補正予算の審査に入ります。

13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） おはようございます。それでは、私のほうから若干お聞きをいたしますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

まず、一般会計の11ページに国庫支出金、民生費国庫負担金の保険基盤安定制度の負担金が、これは国が60万円。それから、県負担金が150万円。そして、歳出では550万円でしたか、というふうな補正予算額の計上がありますが、改めて見まして大変驚いたのは国の負担が少ないと。これ当初予算の歳入では、国庫負担金460万円なのです。それで、県の負担が、これ名称が、国と県と名称が違うのですが、国民健康保険基盤安定制度負担金。私たち議会人から見ると、できれば同じ名称にさせていただいたほうがわかりやすいのではないかなというふうにして思うのですが、これが3,600万円なのです。そして、町の歳出では保険基盤安定制度繰出金が5,500万円となっているというふうな視点から見ますと、これは2割、5割、7割軽減に対する措置であるわけですが、余りにも国の負担が少ないので、改めて見て驚いたのですが、そのかわり県の負担金が圧倒的に多いというふうな状況にありますが、私はこれはかつてたしかもっと国の負担が多かったかなというふうにして認識をしておりましたので、補正予算でこういう数字が出てきますとよく見えるものですから、驚きました。

そこで、この状況について町はどのように見ているのかどうなのか。いたし方ないという面はあるわけですが、これが国庫負担で負担増となれば町としても助かると。これは、制度上でこうなっているわけですので、ですからできることなら国の負担の増額をお願いしたいなというふうにして、私はこの補正予算を見て思いましたので、その辺の考え方、あるいはこれによって国保財政の影響、要するに町の負担がふえるわけですので、その影響は2割、5割、7割軽減に対する措置ではありますけれども、この負担によって町としては大変だろうなというふうにして思いますので、その辺伺いたいと思います。

委員長（土門勝子君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えいたします。

今指摘ありました保険基盤安定制度負担金、国の分でございますけれども、これは国は各それぞれ医療分野、介護分野、後期分2分の1ということでございます。それから、県のほうにつきましては保険税軽減分としては4分の3、あと保険者支援分として4分の1というようなことで、県のほうからも歳入ということで伺っております。制度が税の軽減に伴うものでありますので、国と県からも応分の助成をいただければそれにこしたことはないわけですが、町としては制度は制度としてありますので、これをうまく利用するような形でこれからも運営をしていかなければいけないのかなと思っております。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) 若干私の質問には即答的な答弁はありませんでしたけれども、私はなぜこの質問をしましたかといいますと、実は国民健康保険会計を県一本にすると、それで県事業として行うという動きがあるわけです。その法案がたしか今国会に提出される予定であるというふうにして認識をしておりますので、そういった流れの中で国の負担を減らしてきて、そして県に負担をふやしていくと。これは、介護保険なんかでもそういう動きになっています。予算措置がどうかということはあるのですが、例えば小規模の特養などはかつては国が認めるものであったわけですが、今は県になっています。そういった流れがある中で、要するに国は社会保障関係はあと県にやらせると、そういう考え方のもとで、私の記憶では、これ当初は保険基盤安定制度の負担金というのはもっとあったというふうにして記憶をしておりますので、そういう流れからすると、そういう流れというのは国が放すと。そして、県で責任を持ちなさいと、そういう流れの一環ではないかなというふうな疑問点を持っているものですから、ちょっとお尋ねをしましたけれども、多分これ以上質問しても、課長の中からは答弁は出てこないのではないかなというふうにして思います。もし私の認識が違うのだとすれば、答弁を後ほどお願いしたいと思います。

同じく11ページに国庫補助金の5の民生費国庫補助金、これ社会福祉費補助金300万円の減となっておりますが、これは臨時福祉給付金事業補助金です。これと、それより少し下の児童福祉費補助金、子育て世帯臨時特例給付交付金、これが365万円の減と。上の部分についてはたしか1人6,000円だというふうにして認識をしておりますし、下の部分についてはたしか1人3,000円ではなかったかなというふうにして思います。そして、12ページには民生費国庫委託金ということで、社会福祉費委託金51万8,000円。これは、年金生活者支援交付金支給準備事務の委託金だと。これは、いろいろ計算はあるようですが、基準額としてはこれは5,000円だというふうにしてなっているわけですが、これらはいわゆる消費税増税分に照らし合わせて所得の低い層に対する支援だというふうにして認識をしております。これは、そうそう長くは続かないのではないかなというふうにしては考えているわけですが、これらの臨時福祉給付金事業補助金と子育て世帯臨時特例給付交付金の減額合わせてこれ665万円ですか、ぐらゐの減額補正になっているわけですが、これは対象者全員に行き渡った上での確定をしたものなのか、それとも対象者がまだ残っているけれども、対象者がいただける状況にはないというふうなこともあわせての確定なのか、その辺をお尋ねいたします。

委員長(土門勝子君) 本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) お答えいたします。

まず、この臨時福祉給付金、これにつきましては1人1万円でございます。それから、加算分として5,000円加算の方もおられます。まず、実績から申し上げまして、まず対象者が3,300人というふうにして見ておりました。それに実績が2,946人でございます。まだ申請をしていない方313人ほどおられます。率にして89.4%の方が受給を受けたということでございます。313人のうちで1万円というのもおかしいのですけれども、対象が1万円となる方は165人、1万5,000円というふうに対象になる方が148人ということでございます。

それから、子育てのほうでございますけれども、この場合公務員の方の分も入ったり、入らなかつたりするわけですが、公務員の方がどのぐらゐ人数いるかちょっとつかめなかつたところがありまして、まず公務員以外の対象ということで1,226人を対象としました。実際実績としましては1,173人ほどの実績

でございます。給付からいきますと1,300名で、公務員の127人を足して1,300名ということになってございます。

以上でございます。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今のお話を聞きまして、私も思い出しました。1万円と1万5,000円があったのだと。大変失礼しました。

それで、いただける人の人数に満たない部分がありました。この部分についてはどう対処されたのかお尋ねいたします。どういうことで要らないということだったのか、それとも忙しくて役場へ来ることができないだとか、いろんな状況が考えられるのかなというふうな感じもいたしますので、所得が少ない人であればあるほど必死になって働かなくてはいけないというふうなことがあるかというふうにして、現にそういう相談も受けておりますけれども、あるかと思っておりますので、どういったことで受け取られていないのか。宣伝が、情報提供が足りないのかどうなのか、その辺の状況についてお尋ねいたします。

委員長（土門勝子君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えいたします。

受給期間というか、申請期間が当初7月の22日から10月23日までといたしました。しかしながら、今私が申しあげましたように、この間でもまだまだ申請する方が残っている方が多かったということもございまして、期間延長いたしました。11月28日までの期間延長をやらせていただきました。その間広報なり、それからまだ申請をなさっていない方には個別にご案内をいたしました。それから、民生委員さんにもわかる範囲でお願いしながら、申請ということをお願いをしてきたところでございます。そういった中でも313人ほどの申請がなかったと。そのうちの2人につきましては施設入所もございまして、それについてもやっぱり申請がなかったということで、こちらとしてはその方策どのようにすればということではなくて、やっぱりこれだけ個人通知までやらせていただいた中でもならなかったというのはどういうわけなのか、少し私のほうも疑問、ちょっと考えるところがございます。

以上でございます。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） たしか申請の時期の延長というのは、たしか国がそういう方策をとった上で、地方自治体はそれに基づいて延長しました。それでも、なおこれだけの人が受け取っていないと。いろいろ情報提供は、広報にも載りました。私もそれは見ましたけれども、あるいは民生委員を通してというふうなお話もありましたが、こういう事業については多分関係する個人が申請をしないとだめなのかなというふうにして思うのですが、例えば民生委員さんのほうからご苦労でも足を向けていただいて、そして民生委員の人から、申請の手続は本人が書くわけですが、申請書の町への提出をするというのについては民生委員さんではだめなのかなどうなのか、その辺お尋ねしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 基本的には家族の方とかというふうになりますけれども、町への書類の申請については民生委員の方でもたしか受けていたと思っております。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) それは大変結構だというふうにして思っ、今お聞きをいたしました。ただ、遊佐町全体での300人を超える、申請をしていないというふうなことをお聞きしますと、もしかしたら民生委員さんのほうからそういう声が届いていない事例がなかったのかなというふうな、そんなことはあり得ないのかなのか。大変民生委員さんさまごまなことでお忙しいところ、また新たなお願いをしてきたというのでは大変ご苦労だというふうにしては思うのですけれども、その辺は全体的にそういうふうなことのお願いを、要するに必要な地区の民生委員さんにはそういう情報を提供されて、こういう結果になったというふうにして認識をしてよろしいですか。

委員長(土門勝子君) 本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) 313人の個別の事情は、ちょっと私も一人一人の部分はわかりませんが、一応民生委員の方にもお願いしたという経緯はございますので、300人の申請がなかった方についてはちょっとその分こちらとしても把握しかねております。

委員長(土門勝子君) 13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) ちょっと細かいことを把握していればですけども、最初の申請期限まではどれぐらいの人が申請をされたのか。そして、新たに日数の延長したときにはどれぐらいの人が延長内での申請があったのかなのか、その辺をあわせてお尋ねをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、答弁いただく前に、次の質問をあわせてお尋ねいたしますが、一般会計19ページです。この中に児童福祉費の児童福祉施設費の中で18備品購入費176万8,000円、施設用備品購入費が計上されておりますが、これもあわせてご答弁をお願いいたしたいと思ます。

委員長(土門勝子君) 本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) お答え申し上げます。

この備品購入費でございますけれども、27年度予算からの前倒しというようなことで今回お願いしたところでございます。内容的には各保育園の細かいところと言えば運動会用の大玉とか、そういうようなところ、それから調理用の料理の鍋とか、そういうもろもろでございますし、吹浦保育園であれば園児用の木製の椅子とか、それからあと全体的な利用に際しては保育園の給食栄養管理のソフトを今回、それが85万円ほどになるのですけれども、そういうふうにして、これを購入させていただきたいというようなことでございますし、遊佐保育園に至っては給食室にある洗濯機が壊れまして、これを新しく買いかえようというようなことを予定しております。

それから、福祉給付金の延長なる前の人数と延長後の人数については今ちょっと把握しておりませんので、ちょっとお待ちください。

委員長(土門勝子君) 13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) わかりました。

私もちょっと勘違いしました。勘違いしたというのは、備品購入費の件でありますけれども、子育て制度が、支援制度でした。名称変わりました。法律が変わりましたので、認定こども園もできたというふうなお話も、そういう方向で進められてきていると。それで、保育園としての機能を果たす部分があるわけですので、そうすると町の施設ではないので、町が負担をするということはないのかなというふう

して思ったものですから、それをちょっと思いながら、想像しながら質問したものですから、仮にそういうことがあったとしても、これは備品購入費の部分には入らないなというふうにして後で認識をしましたけれども、そういうふうな保育事業を認定されたところがある場合においては、これは保育にかかわる部分についての備品等、施設等の直しが必要だとなった場合には、町としてはそれは民間だから、関係ないとなるのか、それとも場合によっては一応学校法人も残るわけですけれども、場合によってはその部分については町が支援せざるを得ない部分が出てくるのかこないのか、その辺をお尋ねします。

委員長（土門勝子君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えいたします。

一応端的に言いますと、その部分についてはそれぞれの施設での民間でございますので、責任ということで準備をしていただくというようなことになろうかと思えます。新しい制度、認定こども園というふうに今進んでいるわけですけれども、新しい制度について保育料、幼稚園の園料というのですか、これについてはこれまでは各幼稚園それぞれで定額というふうなことでございましたけれども、今の新しい制度に乗っていきますと所得に応じた金額に料金が決まってくると。それを町のほうで全て計算をしながらやってくると。ご負担をいただく料金のほかに、町がそれを全て助成するというような方式になっていくのでございます。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 認定こども園については、国が多額の支援をするというふうな動きもあるわけですけれども、当局の課長のお話をお聞きしまして認識をしたので、この項については終わりますが、同じく19ページに衛生費、保健衛生総務費の中の負担金補助及び交付金、これが19節です。21節の貸付金132万円。上は、最初に申し上げたところは120万円の地域医療安定化交付金。貸付金については132万円で、看護師等奨学金貸付金となっておりますが、これらの減額補正についての内容についてお尋ねいたします。

委員長（土門勝子君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答え申し上げます。

予算額からの見込みが今年度の分は立つということだったので、減額というふうをお願いしているところでございます。まず、地域医療安定化交付金の部分につきましては医療機関が看護師を雇ったときに、その医療機関への助成として月5万円で3年間助成するというようなものでございまして、今現在4の方が対象として医療機関に助成をしているところでございます。その分の差額として120万円ほどの減額をお願いしているところでございます。

それから、看護師等奨学金貸し付けの分でございます。これの132万円の減額につきましては、ことしお一人の方が利用されたということでございまして、それも5万円までの上限の中の4万円という交付ということで、助成ということでございました。その12カ月分、48万円分は残しながら、あと今年度の分は減額というふうなことでお願いしているところでございます。

以上でございます。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 済みません。地域医療安定化交付金の説明の中で4人の話が何か出たようでし

たけれども、その前後のところがちょっと聞き取れませんでしたので、もう一度ご説明願いたいと思います。

そして、貸付金の部分については1人が利用しているというお話がありましたので、ちょっとあわせて私のほうから伺いたいと思います。私は、この制度といいますか、この貸付金についての支援措置をするということについては当時の課長にはお話をしました。何をお話をしたかといいますと、病院の事務の人よりも看護師のほうが、正規の看護師となると給料が結構、かなりのいい給料いただけるのです。これは、正規でなくて、准看の人でも一定の年数がたつといい給料がいただけると。女性でこの辺で目いっぱい働いても、せいぜいいただいても手取りだと10万円そこそこです。大体そういう人が、製造会社とか、そういうところへ勤めるとその辺が、話を聞きますとその辺が、いろいろなものが加わるので、十一、二万円までは上がるけれども、総収入としては上がるけれども、手取りは10万円前後だという話を聞いております。正看の看護師については五、六年も働きますと30万円近い給料をいただけるのです。准看でも場所にもよるとは思いますけれども、年間収入で300万円を超えるぐらいの収入が実態としてあるのです。そういう中でもっと大変な状況にある人、例えば仕事がなくで高校卒業して、自分がなかなか行きたいようなところもないと。あるいは、募集も少ないというふうなことで専門学校に行くケースが結構いるのです、上の学校へ。そういう人たちに対しての支援措置はないのです。貸付金というものについては、町では私かなり昔そういうところに対して、大学も含めて、そういうところに対して貸付金を行ったらどうかと質問したことがありました。あの当時の答弁は、いろんな貸付金等でなかなか借りた人の支払いが滞っていることも多いものですから、なかなかこれ以上踏み切れないというふうな答弁がありました。私は、この意味はわかりますけれども、やはり後々の、仮に奨学金制度をいろんな形で借りたとしても、あるいは別な形で金融機関から、今高看は2年でしたっけ。3年でしたか。借りたとしても、払えるというふうな、今看護師は大変不足をしていて、どこでももう欲しいというふうな状況になっていますので、だから当面は給料が下がるということは考えられないのだと思うのです。ですから、あの当時私が話をしたのは看護師の貸付金もいけれども、それよりも別な支援も含めてしたほうが、あわせてしたほうがいいのではないかというふうにして申し上げました。学校を出た、高看を出たような人は、やはり自分の持っている勉強してきた知識、あるいは技術を向上したいというところがやっぱりありますので、そうするとどうしても大きい病院のほうに流れていくというケースは、これはもう事実なのです。ですから、そういう状況もあるとなかなか町の医療機関の中では人材をそれこそ集めるのは大変かなとは思っているのです。これはこれでよろしいのだとは思いますが、否定はしませんけれども、もう少し広げた貸付金をする考えはないのかどうか。これは、今突然私がお話を申し上げましたので、即答でそうしますとか、そうしないとかというふうなことはなかなか出ないのかなというふうにしては思うのですが、これは総務課長ですか、少しその辺の私の話に対しての考え方、どう考えるかというふうなことをお尋ねしたいなと思います。

委員長（土門勝子君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 今委員のお話の中で看護師の奨学金の貸し付けの制度の部分でございますけれども、これにつきましては卒業してから町への償還ということを考えますと、卒業してから3年以内から始まるという償還でもよしとしているところでございます。若い方が卒業して、確かに新しい技術を持った病院で学んでいきたいという、そういう向上心はあるかと思っておりますので、そういったところを大き



な病院で2年、3年働いてもらって、あと町のほうに帰ってきてもらいたいなと、そういう気持ちもありまして3年間という猶予をつくらせてもらっておるところでございます。

病院のほうへの、医療機関への助成につきましては、今おっしゃったようになかなか勤めてもらえない。看護師不足というのですか、そういったところで少しでも条件を、ほかの病院と同じように条件をよくしていただくというようなことでの助成ということでこの制度を始めているものだと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 急なご質問ということでありましたので、なかなか準備していない部分がございますけれども、看護師等の奨学金の貸付金につきましては趣旨等についてはご理解をいただいているというようなお話だったと思いますけれども、そのほかの学校、就学の機会を経済的な条件の中でなかなか得られない、あるいは支援をいただきたいけれども、そういう制度がないという中で苦勞されている部分も確かにあろうかと思えます。今県内の中ではさまざまな奨学制度、自治体としてその制度を持っているところが十数自治体だったかと思えますが、漠然として申しわけありませんが、資料ありませんので、漠然とした数字になってしまいましたけれども、そういう形で制度を持っている自治体もあるようでございます。そして、遊佐町の看護師等の就学の貸付金の制度もその中の一つとしてカウントをされている事情があるわけでありまして、そういう中で今連絡会議といいますか、情報交換の会議をしたいというようなことで県の動きもございまして、その中で少し将来的な課題についてもお話を進めていければなというふうにして思えます。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 県内のところには幾つか、遊佐町の部分も含めて幾つかの貸付金制度を進めているところがあると。それは、私も認識をしております。そういう方向に、一定の枠ははめざるを得ないのだと思うのですが、仮に広げるとして考えた場合でも一定の枠はつくらなければいけないのかなというふうな認識はいたしますけれども、できればそういう方向に進んでいただければありがたいのかなという部分もあろうかと思えますので、お話を申し上げました。ぜひ情報交換をしていただいて、少し地方自治体の中で、県が主体というふうなお話がありましたけれども、少ししていただいて、いろいろ検討していただければありがたいなというふうにして思えます。この項終わります。

次は予防費が委託料が、これ金額が大変大きいのでありますけれども、1,074万7,000円の定期予防接種の委託料等、等とは何が入っているのかも含めて、なぜこんなに委託の金額が減額されているのか、その辺の内容についてお尋ねいたします。

委員長（土門勝子君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えいたします。

定期予防接種委託料等という中で、一番大きいのがHPV、子宮頸がんワクチン分の減でございます。積極的な接種の控えということで国のほうからの通達もございまして、この分がなかなか接種に至らないというようなところございまして、これが467万1,000円でございます。そのほかには集団健診の分で、受診の人数が若干少なかったということで、この分が100万円ほど、それからがん検診の検診料の分が327万6,000円、それから高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種の分につきましては180万円ほどというふうな、

大きなところはこのようなことをごさいます。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 内容については今説明いただきました。

それにあわせてちょっとお尋ねをしたいのですが、乳がん検診が、あれは若い人はちょっとどうだったかわかりませんが、基本は2年に1回になりました。ごめんなさい。突然の話で申しわけないのですが、2年に1回なのです。たしか偶数の年でしたか。それで、私はこれで、これは国がそういう方向を示したからだと思いますので、それに合わせて町がそういう対応をしているのだと思うのです。そこで心配なのは、仮に去年は乳がん検診は受けましたと。ことしは対象ではないと。その間に乳がんが発症してしまったという場合には1年、あるいは1年以上検診がないわけですので、そうした場合には気がついたら手おくれの状態になってしまうということが起きかねないのではないかとというふうにして、2年に1回となったときに、私はこのことに大変大丈夫かなというふうな不安を感じました。たしか乳がん検診って痛くて大変だというふうな話もあるのですけれども、でも自分の命を守るためには、平均すると今12人に1人が乳がんにかかっているというふうな報道もされておりますので、これは大切な命が、2年に1回になったことによって、助けられる命が助けられないことが出てくるのではないかと。私の知っている人の中にも乳がんの人が、何人か私知っております、町内外含めて。今最悪の状態の人も知っていますけれども、ですから特に子供さんを抱えている人、今出産年齢が高くなっておりますので、そうするとますますリスクが高くなるというふうな話も、医療的な話もごさいます、それが事実かどうかは私はわかりませんが、でも私は乳がん検診は毎年やっていただいたほうが、制度としてきちんと残しておかないと、助けられる命が助けることができないというふうなことになりかねないのではないかと、そういう話が内部ではないのかどうなのか。今私これ突然この話をしましたので、課長はそこまで調査されているかどうかかわかりませんが、これ私大変危機感を感じておりますので、質問いたしましたので、答弁材料持ち合わせていないのだとすれば、後ほどやっぱり答弁をいただきたいなというふうにして思います。

委員長（土門勝子君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 確かに資料持ち合わせてごさいません。突然のお話ということをごさいます。確かに乳がん検診、40歳以上からで、偶数年というわけです。1年置きですが、そのような検診というふうなことで募集のほうも行ってるところをごさいます。そのほかに節目年齢というのですが、41歳、46、51、56、61と5年ごとの分については無料というふうなことでクーポン券のこちらとしても配付をやっております。一応今毎年というお話ごさいましたけれども、係の中ではまだそこまでの話としては考えておりません。そういう状況をごさいます。

以上をごさいます。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 制度として2年に1回というふうにしてなるとすれば、仮に町が独自で毎年進めた場合に、進めるかどうかというのは財政的なものもありますけれども、進めた場合にどのような、どれぐらいの負担の増額になるのかと。町独自の負担になるのだと思うのです。そういうことも含めて、少し財政上のことから検討していただきたいなというふうにして思うのです。そして、これまで年間何人ぐらいいたかどうかに合わせて計算すれば、一定の数字も出てくるのだと思いますので、ぜひその辺

をご検討いただきたいというふうにして思います。この項については終わりますが、12分残っておりますので、目いっぱい使って申しわけないなというふうな気もいたしますけれども、国保に入りたいと思います。

特別会計の国保会計なのですけれども、今回国民健康保険税が減額をされておりますけれども、一般と退職者と合わせて計算した場合には300万円の減額です。そこで、住民税は収入増になっております。国保は減だと。この辺の違いをどう考えればいいのかお聞きいたします。

委員長（土門勝子君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 今回国保会計のほうが医療給付費現年分で280万円、介護給付分で70万円、それから後期高齢者で80万円ほどの減額ということをお願いしているところでございますけれども、まず一番考えられる要因としましては国保加入者が減になっていっているということが1つございます。大体25年と26年の世帯数で比較しますと25世帯ほどの減、人数でいきますと100人ほどの減というふうな、こぞずっとこの人数ぐらい、100人ぐらいずつの減が続いてきているというようなところでございます。当初このようなところで予算を組んでおります。そうした中で国保の収納率は大体94から95%と収納率そのものは変わっていないということがございまして、そうすると金額がやはりそれなりに低くなっているというようなことが考えられるところでございます。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今のお話ですと、加入者が減になっていると。そのことが大きく影響しているのではないかと、そういうふうにして受けとめました。加入者が減ることによって、病気にかかる人もその分減る、治療する人もその分減るわけですが、だからといってこれで大丈夫だというふうなことには、国保会計が大丈夫だということにはならないのではないかなというふうにして思います。加入者の減をふやせということはなかなか大変かなと思います。後期高齢者の移動もあるわけですので、そうすると国保会計は後期高齢者が移動した分も含めて大変な部分が、後期高齢者に移動したから、減っているという部分もあろうかと思えますけれども、大変かなというふうにして思います。

そこで、ちょっと細かいこと聞きたかったのですが、それは抜きにして、ことしの1月からいわゆる窓口負担が変わりました。それで、今まではたしか住民税非課税世帯は2つに分かれていたのではなかったかなと、間違っていたらごめんなさい。というふうにして記憶をしております。それで、今回は住民税非課税世帯は限度額は据え置きだと。入院は3カ月まで1カ月3万5,400円。そして、これは3回、要するに3カ月です。3カ月入院するまではこれだと。4回目になりますと、これは入院もあれも関係ありませんか。4回目になりますと月2万4,600円の負担だと。そして、変わったところでは今まで一定の金額以下の人については8万100円、それに入院した場合それにプラスアルファ、26万7,000円を足して、そこから超えた分の1%というふうな仕組みになっています。だから、これは総医療費が例えば手術、大変な大きな手術、仮に1,000万円もかかったという場合などは負担が相当な負担になるのです。そういう仕組みになっているものであります。この部分は所得の210万円以下については5万7,600円、4回目からは4万4,400円。ここは同じですけれども、それから上も、要するにこの上が3段階に分かれて窓口負担増があります。上の人については結構な負担増ではありますが、所得から見ると何とかかんとか大丈夫かなというふうな感じもいたしますが、いわゆる住民税非課税世帯、あるいは場合によっては210万円以下と

いうふうにしてなっておりますので、非課税世帯ではない、わずかな税金が出たことによって5万7,600円というふうなことになるわけです。ここは少し安くなって、ありがたいと言えばありがたいのですが、いわゆる端境というか、底辺にいる、近い人、こういう人たちの負担はやっぱり8万円よりは下がってはいるわけですが、月5万円というふうなものは、3カ月間大変だろうと。まして、その下のいわゆる住民税の非課税世帯の人にとっては3万5,400円でも私は大変な負担だろうというふうにして思うのです。どうしても医者に行かなくてはいけない場合が出てきますので、そうするとお金を払えないとなれば窓口負担を納められないということが起きている可能性があるのだと思うのです。そこで、時間がないのですけれども、私は窓口負担の支払えない人がどういう層にいるのかということを一一定調査をしてみる必要があるのではないかとこのようにして思うのですが、そのことをお尋ねをして、私の質疑は終わりたいと思います。

委員長（土門勝子君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 今高額医療費の分の質問がございました。これまでは確かに上位所得、一般所得、それから低所得という3段階に分かれていたところがございます。それが1月からは5段階に分かれているというようなことがございますが、低所得者分、これについては住民税非課税で今おっしゃったように3万5,400円、この部分は変わらないということがございます。一般所得者の部分が今お話のあったところがございますけれども、これが基礎控除後の所得が600万円以下で一本だったわけです。ところが、これが新しいところでは210万円以下と210万円から600万円以下というふうに2段階に分かれたというようなところでございます。さらに、12月までは8万100円を超えた分というものが1つございました。ところが、新しいほうでは210万円以下の部分につきましては5万7,600円という定額の金額が示されたところがございます。そして、210万円から600万円以下につきましては、これまでの8万100円を超える医療費掛ける26万7,000円の1%というような計算のもとでのお支払いというようなことになりました。そういうふうに制度の改正になりました。そういった中で窓口負担のところを医療費を保留している方がどのくらいになるかというようなお話かと思っておりますけれども、実際これは医療機関のほうにそれぞれ問い合わせなければいけないということもございまして、これから少しその分検証をしていくことが必要かなとは思っておりますけれども、資料として持つてはいきたいと思っておりますので、もう少しお時間いただければと思います。

以上です。

委員長（土門勝子君） これで13番、伊藤マツ子委員の質疑は終了いたします。

1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） それでは、私のほうからも7号補正、8号補正について質問させていただきます。

第1問目は22ページ、款商工費、項商工費、目交通対策費、節負担金補助及び交付金、交通弱者対策費、これは26年度から始まった免許証、自動車等を持っていない方に対する助成策でありますけれども、この交通弱者と言われる免許証を持っていない、車を持っていない対象者というのはどのくらいの人数がいたのか。そして、その対象者のうちに利用券の申込者はどのくらいの人か。また、利用券を利用を申し込んで、利用券を使用した人は何名くらいいたのかお伺いいたします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

まず初めに、対象者でございますけれども、現在ちょっと資料を持ってございませんので、後ほど答弁したいと思います。

それから、利用の申し込み状況でございますけれども、1つ目が遊佐-酒田間の1,000円助成の分でございます。これが申請者が107人おりました。現在利用されている方が74人ということで、枚数にしますと977枚でございます。この補助金額につきましては1,000円でございますので、97万7,000円という金額になります。

それから、早朝、または土、日に使えるタクシーの基本料金を超過した分に対する助成でございますけれども、これにつきましては申請者が37人、利用者が10人、利用枚数が65枚でございます。金額にしますと4万9,830円ということで、両方合わせて102万6,830円という利用状況、実績になってございます。

委員長（土門勝子君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） 質問内容はあらかじめ提出しておりますので、対象者というのがどのぐらいいたのかというのが非常に私は関心があるわけです。それに対して対象者がどのぐらいいて、申請者がどのぐらいいて、利用しているのがどのぐらいいるのかという数字、やはり対象者という部分、全体で言うところの分母の部分、把握しているのであればお知らせ願いたかったなと思います。

この予算は、当初は336万円当初予算で計上されておりました。今回100万円の減ということは、総予算のうちの29.8%というのが減じられている。今課長から説明いただいたように、実績の数字によって100万円の減という形にはなっているのですけれども、この対象者、車の免許を持っていない、車を持っていない、車を運転することができなくなった人にとっては酒田に通院するとか、遊佐町内で用を足すために元町に出てくるという交通手段としては非常に重要な施策であると思うのですけれども、この施策の周知と利用者増加に向けた取り組みというのは、26年度から始まった新しい事業ですけれども、どのように取り組まれてきたのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

周知の方法でございますけれども、まず前年度利用者、デマンドタクシー等の利用者等々につきましては案内文書の送付をしております。また、広報ゆざにも4月1日号に載せていただきまして通知をしております。また、当然ホームページにもこの旨を掲載しております。あと、健康福祉課等の要するに高齢者の部分のタクシーについての連携による通知ということで周知活動を行っているということでございます。

本制度といいますのは、要するに路線バス、廃代バスを補完するための補助制度ということで、町営バスを廃止したことによる補完制度でございます。それと、あと遊佐-酒田間しか使えないとか、総長しか使えないとかという、いろんな条件がついておりますので、あとさらに福祉課で行っております高齢者タクシー事業、それから障害者タクシー事業と重複して利用できないといったことで、利用者にとってはなかなか利用しづらい制度になってしまったようでございます。そういったいろいろな意見を町民の方からもいただいているところでございます。このことを踏まえて、新年度につきましては、より利用者の皆さんが利用しやすいようなわかりやすい制度を検討しているところでございます。

委員長（土門勝子君） 1番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） 先ほども課長から説明のあったところの酒田に行くために申請した方、町内を移動するために申請された方、これがトータルで144名であります。それを考えると、やはり車を運転できない、免許を持っていないという方の対象者というのはこんなものではないと思うのです。何千人規模でいるのだと思います。特に高齢な女性の方などは、この対象者になるのだと思います。新年度から福祉タクシーへ統合した形で利用しやすい状態で取り組まれているわけですから、これは所管でありますので、告知と対象者の把握というものをしっかりと把握した上でこの施策を、重要な施策を展開していただくことを望みます。

次移らせていただきます。22ページ、款商工費、項商工費、節のほうが負担金補助及び交付金、小規模事業者経営指導事業補助金。こちらのほうは多分商工会のほうに補助として出されているものなのですが、当初予算では毎年のごとくに500万円。そして、定額のように商工会に補助されてきた。このように、今回の補正のように事業の精査によって100万円の減額というのはいまだかつて、私が議員で議会に送らせていただいてから、この事業の減額というのはいなかったのですが、いかなる事業精査の上での100万円の減であるのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

この補助につきましては、遊佐町商工会の指導職員の設置に対する補助金でございます。これ要綱がございまして、遊佐町小規模事業者経営指導事業補助金交付要綱というのがございます。この交付要綱に基づいて上限が500万円でございますので、当初予算では500万円を計上させていただきました。この要綱の中に、この補助金というのは小規模事業者経営指導に係る経費のうち、指導職員の設置及び指導事業に要する経費から要するに山形県の補助金を除いた分の10分の8以内という規定がございまして、それで、上限が500万円という内容になっておりますので、これは商工会の予算書からの数字に基づきまして計算の上で出されている数字でございます。指導職員の設置費が2,045万8,000円、それから指導事業費が550万5,000円ということで、合計が2,596万3,000円になります。そのうちから県の補助金、これが2,104万7,000円でございます。それを差し引いた80%でございますので、計算上393万2,800円ということで100万円を減額させていただいたという内容でございます。

委員長（土門勝子君） 1番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） この補助金というのは、先ほども言いましたけれども、減額補正という形で出されたことは今までなかったものですから、どういうことで100万円の減額だったのかなと思ったのですが、商工会の指導に当たる職員の給与の県からの、商工会の本部のほうもあるでしょうし、町の補助金という形の割合というのがあって、それに満たなかったので、100万円の減だということで説明いただいて納得いたしました。

次移らせていただきます。20ページ、農林水産業費、項農業費、目農業振興費、節負担金補助金及び交付金、農と食による地域の魅力創造事業、非常に戒名の長いものなのですが、これが当初予算が125万円に対して今回100万円の減額がなされております。事業の取りやめ等があったことによる100万円の減であるというお話ですが、この減額になった理由をお知らせ願います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

この農と食による地域の魅力創造事業につきましては、県が平成25年度から始めた県単事業でございます。農産物の加工品を生み出す、要するに逸品、産地づくりに向けた商品開発、要するに販路拡大等に対する支援事業でございます。2分の1の県補助という内容でございます。今回平成26年度につきましては遊佐町産直協議会、それから杉沢地区環境美化推進協議会が申請を出しております。そのうち遊佐町産直協議会が事業を取りやめたということの減でございます。

遊佐町産直協議会の事業内容でございますけれども、総事業費が200万円の計画ということで、今回生活クラブ生協との交流を重ねて共同開発米を売って販売をしているわけでございますけれども、近年生活クラブ員の高齢化等々で販売額が伸び悩んでいるという状況の中で、生活クラブデポーを通じて農産物加工品の販売促進をしていきたいということで申請をしているようでございます。メニューといたしましては、1つは生活クラブ知識人研修会、試食会、それから加工品開発に向けた視察研修、あともう一つ、首都圏での農産物加工品のPR、それからもう2つほどメニューがございます。総額200万円の事業費で申請をしたということでございますけれども、事業費の細かい内訳の中で旅費の割合がかなり多いということで、要するに商品開発等のソフトの部分の割合が少ないということで県の審査が通らなかったということのようでございます。以上の理由で事業を取りやめたということで、杉沢地区の環境美化推進協議会が事業を行っているという状況でございます。

委員長（土門勝子君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これは、県から2分の1の助成がある事業で、なかなか首都圏に行くための旅費のパーセンテージが高かったためにできなかった、県からおりてこなかったということなのでしょうけれども、この事業というのは同じ農業振興費の中にもるごと遊佐推進事業という事業とかぶさっているというか、やっている事業主体は同じと考えてよろしいわけですか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

遊佐町産直協議会に対して町が補助しています、要するに町単で補助していますまるごと遊佐推進事業につきましては、同じ内容でございますけれども、県に対してはそれに上乘せして、事業を拡大してやろうということで申請したようでございます。町としては、まるごと遊佐推進事業の負担金を通じて引き続き支援をしていきたいというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これ遊佐町の農産物とか、農産物を加工した商品を生活クラブデポーのほうに向いて遊佐町を発信する、遊佐の食を売るという意味では非常に重要な、発信も含めて重要な事業なのではないかなと思います。それがなかなか県の事業として旅費のウエートが高かったために、事業が思うようにできなかったというのも現実なのではないかなと思います。この旅費に関して、やはりカバーするための支援施策というのは町としてなぜできなかったのかお尋ねいたします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

できないというわけではなくて、町としては町単事業で先ほど説明申し上げましたとおりまるごと遊佐

推進事業で負担金を支出しているわけですので、その負担金の中でカバーできないということであれば、それは引き続き遊佐町産直協議会さんのほうと話をさせていただいて、いろいろ協議をしていきたいというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） 了解いたしました。

次移らせていただきます。これは、新規就農者、新規漁業就業者の確保の施策であります。農林というか、農業に新規就業する場合ですと20ページにあるように青年就農給付金補助金というのがございます。当初予算は675万円で、今回の減額で375万円が減額補正出されております。同じように漁業に携わる新規漁業就業者の育成のための予算が、これは水産業費の水産振興費に毎年のごとくに100万円出てきています。これは、県でやっていることなのだと思いますのですけれども、なかなか青年就農給付金補助金、これは去年は該当したのが1名だったのではないかなと思います。ことしの場合は2名、当初予算と今回の減額を見ますと月15万円掛ける24、1人月15万円だったと思いますけれども、去年よりも就農した若者は農業の場合はふえていますけれども、漁業に関して、これ前も言ったことあったと思うのですけれども、毎年、毎年当初予算の時点で100万円が計上され、毎年、毎年この3月ごろになると100万円が減額補正される。これがずっと、この制度が始まってから4年になると思うのですけれども、4年間ずっとそのような、漁業者に関してはそういう経緯をたどっている。これ新規漁業就業者にしても、後継者にしても、なかなか人材の発掘というのが難しいのはわかるのですけれども、遊佐町の漁業というものを維持していくためには人材の発掘というのが非常に重要な課題なのではないかなと考えます。そういう意味で県漁業とか、漁業従事者とか、町によって、新規就業もしくは後継者育成、人材の発掘と支援策というのが講じられなければいけない時代に来ているのではないかなと思いますけれども、いかがお考えですか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

まず初めに、青年就農給付金のほうについてでございますけれども、今回375万円を減額させていただいて、残額が300万円ということになりますけれども、該当者につきましては1名でございます。理由は、先ほど委員がおっしゃられましたとおり年間150万円の支給ではございますけれども、県の景気対策の関係で要綱が改正になりまして、平成27年度分についても要するに前払いをなささいという制度の中で、今回その該当者1名に対して平成26年度中に300万円を支給させていただくという内容のことでございます。ですので、該当者は1名ということでよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、漁業の新規就業者の関係でございますけれども、これも委員ご指摘のとおり本町においては新規漁業就業者がここ数年いない状況が続いております。県、県漁協、それから本町においてもイベント、会議等においてパンフレット等の配布は活動として行っているところでございますけれども、なかなか成果が出ていないということでございます。支援策につきましては、県において平成27年度の新規事業ということで、新規に造船する人に、これは上限はありますけれども、県と町で3分の2を補助するという漁船建造促進事業費補助金というのを新設する予定で予算化をお願いする予定でもあります。これらの補助支援策、それからさらなるPR、要するに育てる漁業の魅力等々を平成28年度に行われます全国豊かな海づくり大会に便乗して伝えながら、新規就業者、それから後継就業者の発掘に努めていきたいという



ふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これは、やはり漁業に関しては資源の枯渇等々があって、なかなか魅力ある産業でないの、後継者も育たないし、新規漁業就業者もなかなか見つけづらいのだと思うのです。漁業の魅力とか、漁業としての産業というのに関しては、一般質問のほうでも質問させていただきたいと思いますので、この点に関してはこれで終わらせていただきたいと思います。

次、補正8号、7ページ、款が商工費、項が商工費、目が商工振興費、節が負担金補助及び交付金、これがプレミアム商品券発行事業負担金2,400万円。プレミアム復活したのかなという形で担当に聞いてみますと、プレミアム率が20%で個人に対して2セット、世帯に関して5セット、計1万セット発行するというような事業予定のようではありますが、このプレミアム商品券事業は多分平成20年の今ごろというか、年明けてから第1回目は進められたのではないかなというふうに記憶しております。それ以降3回ほどプレミアム商品券の発行事業というのはなされてきたわけですが、消費の喚起策ではあると思うのですが、過去3回においての消費が町内でどのくらい伸びたのが検証なされていると思うのですが、その検証というのは、プレミアム商品券を発行することによって、遊佐町の消費というのがどのくらい伸びたのだよというふうな検証結果あるようでしたらお知らせ願います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

前回3回ほどプレミアム商品券の販売を行ってございます。1回目が平成20年度から繰り越しで21年度にまたがってプレミアム分を含めて6,000万円、それから2回目が平成21年の5月から8月にかけて、これが6,000万円。あと、もう一回が平成22年、これの4月から年末にかけてでございますけれども、これがプレミアム分を含めて3,000万円ほど、3回行ってございます。当時いろいろ検証はしましたけれども、1つ問題点といたしましては消費がスーパーなどに集中する傾向にある。または本来町内商店の消費拡大を目指していたが、必ずしも狙いどおりにはならなかった等々のいろんな問題点がございました。しかし、その一方で効果といたしましては全体消費が落ち込んでいる中、町内経済に対する刺激効果はあったと考えられると。また、新聞、広告等に掲載されたことによる宣伝効果があったのではないかというような効果、あとそれと売り上げに関しては当時、平成21年の数字でございますけれども、町内の要するに小売店の販売額、これが約118億円という数字が出ております。その中でプレミアム商品券の販売が、これは平成21年ですので、2回分、1億2,000万円ほどプレミアム商品券を販売していることになりましたけれども、そういったことを比較して推定しますと小売業販売額に対して約1.01%の要するに商品券の販売額があったということになります。これ仮定の話になりますけれども、仮に例えばプレミアム商品券の50%ないし30%、40%が町外で購入されたらと仮定するならば、その分の売り上げの効果はあったというふうに考えられているところでございます。

委員長（土門勝子君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これというのはなかなかデータとして出すのは難しいのだと思います。町内の消費額がプレミアム商品券を導入したときと導入する以前の伸び率というのはどのくらいであるかというのは、なかなか算出するのは難しいと思います。ただ、実績的に1億何千万円のプレミアム商品券を発行し

たから、買った人はそれを消費しますので、それだけはふえただろうというふうに単純に考えられるものではないのではないかなと思います。そして、プレミアム商品券というのは、俗に言うと私は格差を生み出している。1万セットのプレミアム商品券を発行して、遊佐町の1万5,000人の人口のうちの1万人がワンセットずつ買い求めることができるのだとしたならばよろしいのでしょうかけれども、この1万セットというのを多分私は5,000人ぐらい、5,000人を割るぐらいの人たちが2セット買ったり、世帯で5セット買ったりするのだと思います。そうすると、お金が余裕のある人、余裕のある家庭というのは5セット買うよと。5万円で20%のプレミアムですので、6万円になると。そんなうまい話は、今の時代そう多くはない。ある人は、そのように購入します。しかし、やはりこの世知辛い時代において、買いたいけれども、買えない家庭はプレミアム商品券にありつくことすらもできない。これは、格差を助長する政策ではないかなと私は思います。そういう現状が前回は過去3回においてもあったのだということをご理解しているのか答弁願います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

委員の今のご指摘については、当然前も指摘された事項ということで、反省点として上げられている部分ではございます。販売方法につきましては、これから商工会と十分協議を詰めて、全般に販売ができるような方策として検討をしていきたいと思っております。ただ、プレミアム商品券の発行事業につきましては、あくまでも基本は町内商店の消費拡大というのが事業の目的であるということで、経済対策であるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（土門勝子君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） この事業というのは、多分国のほうからメニューが示され、プレミアム商品券に取り組む自治体が非常に多いよという形で、遊佐町さんの場合もいかがですかというふうな国からの提示もあったのだと思います。しかし、これが地方版総合戦略、まち・ひと・しごとを創生するのだという国の施策の一環として行われているわけです。私は、地方創生、まち・ひと・しごと地方版総合戦略に取り組むとき、自治体の知恵が試されているのだと思います。町内の消費を喚起する、地元の商店を支援するという意味では無店舗集落となっている地域と既存の商店をつなげるシステムの構築、例えば移動販売や宅配システムや買い物代行などのシステムの構築に向けた支援策が今遊佐町では求められているのだと思います。中心と周囲を結ぶための支援策、そういう施策を展開していく。そして、そういう移動販売や宅配システムや買い物代行などのシステムに見守り機能システムをプラスしていく。そのようなものを今の遊佐町には必要ではないのでしょうか。そういう施策の展開というのが求められているのではないかなと思いますけれども、この件について町長からご所見を伺いたいと思います。

委員長（土門勝子君） 時田町長。

町長（時田博機君） プレミアム商品券等については、それは当然県のヒアリング等を通してオーケーをいただいて、商工会のご理解のもとに、商工会が主体になって作業進めていただけるというお約束のもとに事業が成り立つわけですので、筒井委員は商工会の理事もなさっているわけですから、その辺のことはしっかりとお力添え賜りたいと思います。

それから、実は今提案ありましたけれども、買い物代行という話ありましたけれども、タクシーの国土

交通の運送事業の縛りが、これまではタクシーでは買い物やって、商品だけ届けるという制度が不可能だった。運送事業法では認められなかったのですけれども、法律の改正によってそれらも可能になったということでございますので、商工会等関連の機関がまずみずからでしっかりと理事会等で議論いただいて、それらを提案していただければ、町としてはそれから支援の段階に進んでいくというふうに理解をいたしております。町が商工会まで全て仕切るということは、それは当然不可能なわけですから、それらのそういう組織、組織が英知を結集して提案、要望等いただいて、そこから始まるものだと私は思っております。

以上であります。

委員長(土門勝子君) 1番、筒井義昭委員への答弁漏れがありましたので、産業課長より答弁願います。  
産業課長(堀修君) 先ほどの交通弱者タクシーの質問の中で答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

65歳以上で免許を持っていない方の人数でございますけれども、約2,000名ということでございます。あと、65歳以下でも免許を持っていない方いるわけでございますけれども、その部分については数字が把握できませんので、2,000プラス若干名ということになるかと思えます。

委員長(土門勝子君) 1番、筒井義昭委員。

1番(筒井義昭君) 戻るようすけれども、答弁いただいたので。対象者が2,000名いる。そして、申請者は144名であるということは、やっぱりしっかりとご認識願いたいなと思えます。

プレミアムに付随した形で移動販売、宅配システム、買い物代行などの件に関しては、逆に町長から私のほうにボール投げられたのかなと思えますけれども、商工会のほうでも鋭意検討しながら、町にもお願いしたいと思えます。

次移らせていただきます。今度は地域生活のほうに移らせていただきます。今回定住促進住宅建設整備支援事業補助金、これは23ページです。こちらのほう、また増額補正されております。1,200万円ですか。この定住住宅建設整備支援事業、そして持ち家住宅支援制度事業、これ当初予算と補正に計上された計を足してみましたところ、25年度の決算よりも両方とも上回っております。これは、高く評価したいなと思えます。いかんせん26年度というのは消費税3%、5%から8%に上がった。駆け込み建設というのが25年度においてあったらろうということが想定された。そして、迷信かわからないのですけれども、三隣亡の年でもあった。そういう中で、そういう逆風の中で遊佐町の平成26年度におけるこの住宅施策というのが25年度よりも大きい額が出てきているということは、やっぱりすばらしいことだと思うし、その事業に携わる、建設業に携わる人たちを下支えしたのだなという形ではあります。評価しております。そして、8号補正でまたプレミアムと。プレミアム3兄弟なのだというような話でした。商品券とリフォームと旅行促進、これがプレミアム3施策なのだというようなお話でしたけれども、これがまたプレミアムリフォーム補助金として1,000万円ほど計上されておりますけれども、プレミアムリフォーム補助金の事業内容、補助内容をご説明願います。

委員長(土門勝子君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

プレミアムリフォーム補助金、国の緊急支援事業の中で消費喚起型といわれるところが今回町に3,799万3,000円ほど交付になるわけでございますけれども、そのうちの1,000万円をプレミアムとつけたリフォー

ム補助金で交付するという計画を立てております。内容的には、まず今要綱について、それから周知の方法も含めて検討中ではございますけれども、200万円以下の事業費のものを対象にして、20%の補助率で上限を20万円という検討をしておりますので、最大のものが集まれば50件ほどの対象件数になるのかなというふうに考えております。

以上です。

委員長（土門勝子君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） そうすると、現在執行されているところの持ち家住宅よりも率はよくなるわけですね。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 100万円までは完全によくなる。あと、今200万円を上限と言いましたけれども、200万円までの事業費対象と言いましたけれども、100万円から200万円までの間で徐々に率としては落ちていくような、計算上ですけれども、そんな感じになりますので、個人が得る上で一番効率的なのは100万円までなのかなと思います。ただ、この事業については全て繰り越しをいたしまして、4月1日以降の施行というふうになりますので、またこれまでの事業、リフォーム事業については引き続き予算要求をしておりますので、その辺については区分けをしながら、対象者を決定をしながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） 今回の8号補正というのは、国、県からある程度、今年度中に交付金を出すよ、そのかわりメニューは早目につくってくださいよと、町当局も非常に大変だったとお聞きしております。しかし、このプレミアムにしても、プレミアムという形で3施策やっているわけですけれども、これは補助率がよかったり、お得感があったりするだけで、それだけだと思っております。これも大事です、消費を喚起するという意味では。しかし、本来の地方創生につながるのかというのを私は非常に危惧するわけです。消費を喚起するための一過性のものなのかなと。これは、国が指導し、自治体に落としている施策ですので、国に悪態をつくしかないのですけれども、これは一過性のもので、本当に足腰の強い自治体になることは、こういうばらまき政策みたいなことでは一過性なものに終わるのだろうなと。富める人だけが富んで、貧しき者は貧しいままというふうな施策に思えてならないわけです。本来の住宅施策の中でプレミアム感を出すというのは、やはりお得感ではなくて、遊佐町産の木材を多様に使った住宅の振興策とか、県産材を多目に使うことによる助成策とか、そういうことをやることによって住宅にも付加価値がつくし、そして林業関係者にもお金が回るというふうな形の取り組みを展開、そういう事業を展開していかないとやっぱり地方は強くない。地方は創生しないのだと思うのです。そういう意味で27年度1年間かけて地方版総合戦略策定事業に町は取り組まれるわけですけれども、やはり町の知恵の出どころ、町の知恵が試されているのだということを苦言させていただいて、私の今回の補正予算質問は終わらせていただきますけれども、本当に足腰の強いまちづくりのために、この政策をどのように進められていこうとしているのか、これも町長にご所見を伺いまして補正質問を終わらせていただきます。

委員長（土門勝子君） 時田町長。

町長（時田博機君） 地方創生、まち・ひと・しごと創生本部なるものが出ましたけれども、実はふる

さと創生という竹下内閣の1億円ずつという時代のお金の出方よりも、もっともっと激しくいっぱい実は地方にお金を今、国は好循環を勝ち取るためという形で出してくるのだと思っています。まさに踊らされてはいけないという思いと、実は先ほどプレミアムの20%というお話ありましたが、我が町の下水道の今接続率が昨日の行政報告でも本当にまだまだ60%台、70%台という中で、昨年がたしか71軒、17戸の供用開始に続いて71戸の接続があったのですけれども、ことし、26年度が80軒を越えそうな勢いであります。これは、やっぱり下水道等の接続をしっかりと推進するという目的を持ちながら、財政基盤が非常に弱い我が町、そして繰出金が特に下水道に関しては4億円以上も出さなければならないという形ですから、国の制度としっかりとそれらを配慮しながら将来の負担が大きくなならない、そして町の課題であります下水道の接続率の向上等にしっかりと結びつけていくという視点がやっぱり必要ではないかと思っています。

地方創生については、我が町は私から見れば国が行う4年も前からその準備をしてきたという自負がありますし、またこれからの地方版の戦略についても今までやってきた定住促進計画をベースにやっぱりいかなければならない。人口減をどうやったら食い止めるかということ、そして地域に活力をもたらすかということを中心にしなければならぬわけで、その中で国がある程度の交付金を、来た予算をしっかりとこの地域に消費をする。まず、できる限り町内の皆さんから知恵を出しながら、汗をかいてもらいながら地域内の経済に資するというところから始めていかないと、学校を幾らつくっても、Aの事業者がほとんど酒田という中では町としては10億円の学校つくっても、結局は国から来る金は半分なわけですから、7割取られれば2割ずつ、財政としては、町としては財源的に苦しい思いをしなければならぬわけですから、それらのことの轍を踏まないために地域経済にしっかりと資する形、将来に残す形を仕掛けていかなければならない、このように思っています。

以上であります。

委員長(土門勝子君) これで1番、筒井義昭委員の質疑は終了いたします。

13番、伊藤マツ子委員への答弁漏れがありましたので、本間健康福祉課長より答弁いたさせます。

本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) 臨時福祉給付金の申請状況ということでございました。最初の期間の申請におきましては2,480人ほどでございました。追加で第2回目の延期の申請期間においては466人の申請がございました。合わせて2,946人でございました。

それからもう一つ、乳がん検診の件でございました。40歳以上につきましては偶数年ということがございますけれども、30歳から39歳までにつきましては視触診でございますけれども、毎年のご案内をさせていただいております。

以上でございます。

委員長(土門勝子君) 午後1時まで休憩いたします。

(午前11時52分)

休

憩

委員長（土門勝子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（土門勝子君） 直ちに審査に入ります。

5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） それでは、私のほうからも少しお聞きしたいと思います。先ほど1番委員のほうからお話ありましたプレミアム商品券関係です。少しお聞きしたいなと思います。

先ほどのお話の中でも少し出ましたプレミアム商品券ですけれども、対象というか、使用できるところというのは基本的には商工会の会員のお店というのが多分ベースになるかと思うのですが、この辺のまだ要綱、詳細のところはなかなか難しい部分あるのでしょうかけれども、決まっている範囲で結構でございます。対象の範囲というものはどの辺考えているのか少しお願いします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

要するに参加店ということだと思いますけれども、基本商工会の会員はもちろんでございますけれども、商工会の会員以外についても募集をかけて、参加店を募りたいというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） これは、基本的には小売業ということで考えてよろしかったでしょうか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） そのとおりでございます。小売業を中心というふうには考えております。前回平成21年、2年に行ったときに、例えば病院の支払いはどうだとか、いろんな意見も出されております。当時そこはだめという判断にはなっておりますけれども、そこも含めて今回実施するには内容を精査して、調査したいと思います。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 今私もちょっとその辺触れたいなと思ったら課長のほうから触れていただきましたので、非常に話進みやすいかなと思うのですが、町内で利用するというのを考えたときに、なかなか先ほどの1番委員とのやりとりの中でも大手スーパーさんへのやっぱり集中というのが前回行ったときに課題だったかなと思うのです。そこで、今課長のほうから医療費の話も出ましたけれども、医療費への支払い。医療費となると、なかなかいろんな形で大変な部分あるのでしょうかけれども、例えば町内の医療機関で予防のための部分、例えば予防接種であったり、時期的なものがあるので、今回のこれになじむかどうかというのは別にしても、例えば予防のワクチン接種であったり、例えば検診であったり、そういう部分での使用というものもぜひ考えていただきたいのですが、今課長のほうからは精査したいというお話もありましたので、この辺ぜひ町長なんか子育て部分は非常に力入れていただいて、26年度の予算ではインフルエンザのワクチン接種、これ非常に本間課長から一生懸命動いてもらって、子供の予防接種の助成もつくっていただきました。これ非常によかったと思うのですが、例えばこのプレミアム商品券使ってそういうのができればお得感もそうですけれども、子供だけではない。では、親御さんも一緒に行って、親の部分は丸々実費になりますから、そういう部分でのお得な部分での接種をしてもらう。それが健康につながる。こういうのも非常に重要なのかなと思うので、ぜひ考えていただきたいのが1つ

と、もう一つ、これ地域生活課のほうでやる話になりますけれども、リフォーム補助金。これ先ほど200万円未満の工事で20%で上限20万円までということでありました。例えばこれと併用というのも可能なのかなのか、その辺の検討しているのかなのかひとつお聞きしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

予防接種の代金に充てるのはどうかというお話でございますけれども、今現在では病院の支払いについても可否については結論を出しておりません。予防接種の代金に充てることによって、町民の健康につながるという部分においては非常にいい考えだとは思いますが、先ほど筒井委員の質問の中にもあったとおり今回のプレミアム商品券につきましては、あくまでも町内商店の消費拡大の事業が第1の目的ということが第一にありますので、その辺を加味してどういった範囲まで支払いができるのかを検討したいと考えております。

あと、地域生活課の部分とのタイアップということにつきましては今現在では考えておりません。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） やっぱり小売業だけとなってしまうと、非常に遊佐町においては小売業、使用できる範囲というのが非常に狭まるのかなという思いが前回の商品券の施策の中ではあったように思ったものですから、こういう提案させてもらいます。

多分制度の趣旨というのは、町内でどれだけお金を回せるか、景気的好循環を生むための一つのきっかけになるような部分だと思うのです。リフォームとあわせてやるということは、例えばプレミアム商品券を使っても、多分マックスで1万円ぐらいの得くらいにしかならないと思うのです。先ほど1世帯5セットでとかという話あったので。そうやって考えると、プレミアムをリフォームと合わせても最大21万円のプラスしかないという部分あるかと思うのですけれども、町内の業者さんが一つのセールストークとしてこういうのも使えますよというのは、抱き合わせでない工事にしても、例えば非常に少額の工事なんかでの支払い云々に関しては、やっぱりそれがたとえ1万円であろうとも、非常に効果があるのかなと思っています。この辺ぜひ考えていただいて、先ほど町長からの答弁の中にも下水道の接続の話出ていました。これについてはプレミアムリフォームというのは非常に有効だと思いますし、やはり情報の早い業者なんかはどんどん、どんどんやっぱりこういうのを聞きつけて、もう既に今から動いていると思います。そうなってきたときに、こういうのも使えますよというのがあれば、実際使う、使わないは別にしても、非常にツールとしては有効でしょうし、それがリフォームだったり、そういう部分でどんどん、どんどん経済活動も活発化していく。めぐりめぐっているところにも波及していくというのが多分建設関係の経済の仕組みの一つだと思いますので、この辺は私なんかよりも多分那須委員なんかのほうが非常に詳しいかと思うので、ぜひその辺はいい知恵をいただければなと思うのですけれども、こういうのどうでしょう。検討するに値すると思いませんか。課長、どうです。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

リフォームの併用、要するに大工さんへの支払いということでございますけれども、そもそもこの制度の中身というか、事業の要綱的なものでその辺の抵触がないのかなどうか、そこから確認をさせていただき

たいと思います。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいと思いますし、地域生活課長のほうには先ほどの答弁の中で4月からという話、リフォームのほうも進めるのは4月からという話されてきました。できれば本当に4月1日からスタートできるように、きのうも職員の方々大分遅くまで打ち合わせしておるので、ぜひ課長のほうからもハツパかけていただいて、これを早目に動いていただければいろんな形で年度当初からいい経済効果が生まれるのかなと私思っていますので、ぜひお願いしたいなと思っています。これについて地域生活課長も何か、例えば今こういうのを考えているよというのがあればお願いします。先ほどの私の話でも結構ですし。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） リフォームと商品券の関係については、今産業課長のほうからありましたように、まだ調整済みでないものですから、その辺ちょっと検討しながら制度上可能であるのか、その辺についてはちょっと調べていきたいと思います。また、実施をなるべく早くということがございますけれども、この緊急支援という中身からしてもそうあるべきだと思いますけれども、我々の課のほうでも今要綱、そして何より不公平感のないようにまずは全員に周知をする必要があるのではないかという検討を今しておりまして、そういった周知方法も含めて検討をしているところでありまして、4月1日とはならないかもしれませんが、なるべく早い実施をしたいというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次のほうに移りたいと思います。教育のほうにちょっとお聞きしたいと思います。今回の予算の中で25ページです。保健体育費のほうで補助金、交付金のほうで山形牛利用促進対策負担金というのが出ております。これ歳入のほうで見ると、雑入のほうで同じような項目ありました。これ多分山形牛をもっと食ってくれという話だと思うのですが、これのお金の出どころといいますか、これはどこなのでしょう。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） この事業につきましては、年度の途中にあったものでありまして、全農山形からの対策金の交付というふうなことで3万円いただいたものであります。この3万円につきましては、全て給食費に充当するというので、各学校の使用割合に応じて全額各学校のほうに配分をしていると、そういうふうな中身であります。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 私この辺、肉のブランド余り詳しくはないのですが、やっぱり山形牛という非常に全国的にも有名なブランド牛肉の一つなのかなと思うので、地元で消費と、地産地消というものもあるのでしょうか、こういう制度が出てきたのかなと思うのですが、庄内で言えばどっちかというと牛肉よりも豚肉のほうの消費だったり、遊佐町は豚肉の出荷量というのは県内でもトップクラスですし、庄内地鳥もありますし、できれば私なんかだと魚食、お魚ですよ。やっぱり遊佐は漁協も持っていますし、漁港もありますし、魚の消費拡大というのも考えればそっちのほうも重要なのかなと思います。



そういうところでやっぱり子供たちに親しんでもらうという部分では、山形牛もいいのですけれども、地元の食材を使うための補助制度みたいなものも必要なのかなと思うのですけれども、その辺いかが考えていますか。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） この山形牛につきましては、報告を見ますと単価が1キ口当たり7,300円ほどというふうなことでなっております。言ってみれば本当の山形牛、一番おいしいところというふうなことでありますけれども、児童生徒当たりになりますとやはり100円前後の費用負担というふうなことでありますので、1食250円の給食費からしますとやはり相当割高になってしまうということです。今回の助成金は、児童生徒1人当たり30円というふうなことでありますけれども、それを引いてもやはり一定の負担があるというふうなことで、今回この助成をいただいたおかげで牛肉のすき焼き煮ですか、こういった給食のメニューをしたわけですけれども、やはりこういった助成がないと非常に厳しいかなというふうにも思っております。

あと、地元産の食材利用へのこういった助成でありますけれども、野菜類に関しましては地元の農家の皆さんからご協力をいただいて、本当に格安に提供いただいているということでもあります。あと、お米につきましても庄内みどりさん、あるいは開発米部会さんですか、そういったところのご厚意もありながら遊佐の美味しいお米を使っているということでもあります。今現在はそういう単独での助成みたいなものは、今のところはまだ検討をしていないというふうなことであります。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） やっぱり地産地消は重要ですし、やっぱり山形の県内での地産地消という考え方からすれば、全農さんのほうでこういう補助金出して、消費拡大というのは十分理解できますし、私はいいことだと思っています。ただ、事遊佐町と考えたときにはもっとほかにあるのではないかなというやっぱり思いはあるのです。特に以前、去年だったか、おとしだったか調べてもらったのですけれども、今課長のほうからありました地元の野菜関係、農家さん一生懸命頑張ってくれています。ただ、やっぱりそこに対して農家経営に対する助成というのは非常に少ないのかなと。これは、教育の現場だけではなくて、農林水産、農業の振興という部分で別個にできないかというお話しさせてもらったと思うのですけれども、安心、安全なおいしいものをその時期に必要な量だけきちっと確保できるようにするというのは給食の部分では重要だと思うのです。ただ、前調べてもらった資料を思い起こせば非常に農家さんには負担がかかっている部分があるのかなと。各学校に各地元の農家の方々が納めていただいていると思うのです。でも、それは農家さんが子供たちにいいものを食べさせたいよねという思いで頑張ってくつってもらっているのですから、やはりどうしても経営という部分では非常に圧迫している部分が見受けられます。これが続けば続くほど農家さんがいいものをきちんとした形で提供できなくなる。これは、ひいてはやっぱり子供たちの食に対する意識だったり、おいしいものをおいしく食べるという食育みたいな部分も含めて、そういう部分では非常に影響が出てくるかと思うので、この辺は給食だけではないです。農業振興のほうでもそうですけれども、産業課のほうと手をとってきちんと、もうちょっと安全、安心なものが出せるような部分をフォローしてやることは必要だと思うので、この辺ぜひお願いしたいのですけれども、最初に教育課のほうにお聞きしていますので、まず教育課のほうからその辺考え方を少し伺って、産業課長のほうか

らも少しお伺いしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 地元産のそういった野菜の利用につきましては、確かに生産をしていただいている農家の皆さんの本当に献身的なご努力もあって、いただいているということだというふう  
に思っております。その際の納入に当たっての単価につきましては、それぞれ市場の価格を参考にしながら  
ら決めているということであると思っておりますけれども、特段安くしていただきたいというようなこと  
も余り申し上げてはいないというふうな認識ではあります。そういった意味では年に1回は学校のほうで  
子供たちと一緒に給食を食べながら感謝をする会とか開催をしていただいておりますし、そういった意味  
での農家の皆さんのご努力によっているところも大きいわけですが、引き続きこういった取り組み  
については維持していきたいというふうには思っているところです。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

子供たちに安心、安全な要するに野菜、食物を食べさせたいという気持ちはもう変わりはありません。  
供給の部分でいろいろな課題があるということでございますので、一つ一つ整理して検討をしていき  
たいというふうには考えております。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいと思います。

農業のことでございます。せっかくです。農業委員会会長もいらっしゃいますので、農家の立場から  
この辺やっぱりもう少し協力、行政として協力できることはしてあげたいと思うのですけれども、その  
辺何か思いがあれば一言お願いします。

委員長（土門勝子君） 高橋農業委員会会長。

農業委員会会長（高橋正樹君） 安心、安全、おいしいお米、野菜を子供たちに提供してやるのは当たり  
前ですが、その前に農家の我々にも少しでもいいですので、何か遊佐町独自の補助金制度でもあれ  
ばすごい助かるのかなと思っております。本当に今農家は大変です。皆さんも知っているとおり米価の  
下落とか、それからことし減反の面積がまたふえました。多分このまま行くと、来年もまた減反面積が  
ふえるのではないかと思っております。そうすると、田んぼの出し手ばかりがいっぱいふえて、受け手が  
だんだんいなくなるのではないかと思っておりますので、その田んぼを、農地を守るという意味でも、  
田んぼをつくっている人に対して遊佐町独自の補助金でも考えてもらえればありがたいのかなと思  
っているところ  
です。

以上です。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 補助金に関してはいろいろありますので、私もできるだけ課長のほうにお願い  
しながらいい形でできればなと思うのですけれども、やっぱり子供たちに安全で安心でおいしいものを  
提供するためには農家さんがしっかり生活できる状況をつくるのがこれ重要だと思いますし、遊佐  
町の経済、プレミアム商品券云々ありますけれども、遊佐町の経済を牽引する一番の原動力の一つだ  
と思っております。農家さんがやはりきちんとした形で収入得られるというのは、ですから、こ  
ういうことはこれからも考え

ていきたいと思ひますし、今農業委員会会長の思ひ、ここにいる委員も全て共有していると思ひますので、そういうところを含めながら今後は考えていきたいと思ひますので、ぜひ産業課長、よろしくお願ひしますというところでお願ひしまして、私のほうは質問終わります。ありがとうございます。

委員長（土門勝子君） これですば、赤塚英一委員の質問は終了いたします。

11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 私からも三、四點質問させていただきます。

初めに、20ページ、農業振興費の中の19節の負担金補助及び交付金の中の水田畑地化基盤強化対策事業負担金1,020万円の減額予算になっていますが、その内容は。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

水田畑地化基盤強化対策事業負担金1,020万円の減でございます。これは、県営事業費の減による工事負担金の減ということでございます。今年度、平成26年度県営事業で行っています藤井地区の水田畑地化事業でございますけれども、その工事費が減額になったためでございます。平成26年度の工事費内訳につきましては総額370万円ということで測量試験費、要するに実施設計を行ったということでございます。370万円の町の負担が13.5%でございますので、49万9,500円の支出になるということでございます。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） これは、畑地化、藤井地区の事業が取りやめになったというふうなことですが、これ面積はどのぐらいの面積がだめになったのか、また今後の見通しはどうなのでしょうか。その辺お伺ひします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

面積につきましては、これ県営事業で行うということで、計画面積が24ヘクタールでございます。平成26年度につきましては実施設計を行ってございますので、面整備は行っていないということでございます。一応平成27年度につきましては、総額満額を県ではやりたいというふうにお聞きしてございます。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 来年度の予算には1,215万円の予算も見ていたようなのですが、これは来年度の予算でまたお聞きしますので、よろしくお願ひいたします。この項はこれで終わります。

次に、21ページの水産業費、2項の漁業管理費、19節の負担金補助及び交付金1,192万円、地域水産物供給基盤整備事業負担金の事業内容をお聞きいたします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

地域水産物供給基盤整備事業負担金1,192万円でございます。これは、吹浦第2防波堤の延伸工事負担金ということで、平成27年度工事負担金の前倒しの補正分でございます。国の2次補正におきまして、国で行う事業でございます。工事内容でございますけれども、西第2防波堤の延伸工事、これを75メートルを行いたいということでございます。ケーソンが5函で、それが15メートルの75メートルを設置したいという内容でございます。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 現在の進捗状況の中で、工事完了までは何年ぐらい必要なのかお伺いいたします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

予定では平成28年度に事業を完了したいというふうにお聞きしてございます。ただ、昨年度におきましても要するに天候の影響で若干おくれたということで、次年度に繰り越したという事例もございますので、そこは天気との相談ということになるかと思えますけれども、予定はそのようでございます。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 28年ごろまで完了したいということで、天候次第もあるということでしたが、流砂対策として大きな役割を期待するのでしょうか、どうでしょうか、この辺は。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

そのとおりでございます。平成26年度においては港のしゅんせつ、吹浦漁港のしゅんせつ工事も行っていたいただきましたけれども、この工事によって、そういったことが軽減されるということを期待するものがあります。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） この項はこれで終わります。

次に、22ページの道路橋梁費、1項の道路維持費の中の18節の備品購入費1,402万4,000円、除雪機械購入費、これ減額予算になっていますが、その辺の内容をお伺いいたします。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

備品購入費1,402万4,000円の減につきましては、今年度除雪機械の購入をいたしました。8トン級と11トン級1台ずつ購入しておりますけれども、その際予定としていた予算額と実際の入札額との差、請負差額として1,402万4,000円の減額をするというものでございます。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 8トン級と11トン級の入札の差額というか、その辺のことだということわかりました。

更新している除雪機械は、大体何年ぐらい使用したのかお伺いいたします。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 今更新事業で振興計画に載せて、計画的に行っているわけですが、更新の対象に上げていた機械としましては20年を超えたものにつきましては現実的に現場で使っていたときにさまざまふぐあいが発生する事例が多いということから、20年超えについては計画的に更新していかうということで行ってきました。来年度もう2台予定しておりますけれども、この2台の更新で20年超えの機械については全て更新が終わる予定でございます。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 大体20年を超えたものを更新していくのだという答弁でしたが、やはり使い方と

どうか、乱暴に取り扱うオペレーターはいないと思うのですが、大体20年を超えたものを更新していくのだという答弁でした。古くなってきて、更新しなければならない機械は何台ぐらい残っているのかお伺いいたします。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 今申し上げたように2台残っております。あとこの2台についても来年度予定入れておりますので、予算がつけばこれをそのまま更新を行いますので、20年超えの機械についてはこれで全て更新終わるということになります。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） ことしの雪の量も少なく、除雪機械の出動もかなり少なかったと思うのですが、格納している車庫周辺からの苦情はあったのかなかったのか、その辺はどうでしょうか。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

以前体育館のところに収納していた機械、早朝の発着ということで苦情が寄せられておりましたけれども、昨年度から旭ヶ丘の東側にある旧鉄工所の建物を利用させていただいております。その件について移動してからは苦情が全然来ていないという状況であります。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 苦情もないということで、あの辺は民家も遠いものですから、やはり全然うるさくもないと、苦情もないということで、大変よかったなと思っております。

格納庫についてもいつまでも貸してもらえるのか、その辺はどうでしょうか。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） まずは1年、1年の更新としておりますので、来年度分については所有者のほうにお願いをしまして、1年借りる予定をしておりますが、いずれは除雪ステーションを建設をやっぱり計画するべきだろうというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 来年1年は借りるつもりで、将来は除雪ステーションを建設したいというふうな答弁でしたが、やはり町有地の有効活用を検討して、格納庫を新設する計画今の答弁ではあるような話なのですが、その辺どうでしょうか。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

具体的ではありませんけれども、まずは今までの流れからいっても、除雪ステーションはやはり必要だという判断はしております。ただ、どこに設置をするのか。やはり同じ問題が発生しては何もなりませんので、民家からある程度離れたところ、しかも冬期間の除雪出動にくあいのいいところ、そういったところをやっぱり選考して、その土地、立地場所、立地を決めたいというふうに考えておりますが、今現在具体的な場所としては決定しているものはございません。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 前にも除雪の格納庫、旭ヶ丘のところ、あそこを買ったほうがいいのではないか

というふうなことを申し上げたときあったのですが、やはり登記上の問題で、あそこはまだ入っていないのですか。あれ何でしたっけ。

(「国土調査」の声あり)

11番(堀 満弥君) 国土調査、国調が入っていないということで、まだあそこの会社のやつ、何で国土調査入っていないくて、自分の土地でないものにああいう建物を建てたのか、勝手にやったのかはわかりませんが、あの辺を買えたら大変ありがたいなと思うのですが、その辺課長、どのように思っているでしょうか。

委員長(土門勝子君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

あの旭ヶ丘地域の一部、筆界がはっきりしていないものですから、今回の用地買収ということについては難しいということから、あの土地の買収も含めて、除雪ステーションとしての位置づけについてはちょっと今現在は適していないかなというふうに考えておまして、契約までは進んでいない状況でございます。今後の国調も含めて進展があれば、もし許せばそういったところも検討の一つに挙がるかもしれませんが、今委員のほうからお話あった町有地も含めて、町で所有している土地も含めて、このステーションの設置位置については広く検討する必要があるかなというふうに考えております。

委員長(土門勝子君) 11番、堀満弥委員。

11番(堀 満弥君) この項はこれで終わります。

次に、25ページの6目の文化財保護費、15節の工事請負費142万8,000円、施設整備工事費。この内訳をお聞きいたします。

委員長(土門勝子君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋 務君) 工事の内容としましては大きく2つございまして、1つは旧青山本邸の板塀の改修工事であります。12月17日夕方の強風で西側が倒れたものですから、仮復旧を処置しておりますけれども、その本復旧をしたいというふうなことでのお願いであります。工事費の予定の金額としては、126万円ほど予定しております。

もう一つは、歴史民俗学習館の北側の敷地のところで、道路から敷地に上りおりする階段があるのですが、急なものですから、地元の皆さんが上りおりするときに危険を感じるということで、手すりを設置していただきたいというふうな要望があったものです。安全確保のために、設置をさせていただきたいと、こういった内容であります。

委員長(土門勝子君) 11番、堀満弥委員。

11番(堀 満弥君) 旧青山本邸保存整備事業のことだが、文化財の保存について十分な予算化はされてきたのかお伺いいたします。

委員長(土門勝子君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋 務君) かつて国の補助をいただきながら5年ほどですか、かけて大規模な改修をしましたがけれども、それ以降につきましては必要に応じて改修をしてきたというふうなことがございます。今現在塀が倒れたということでのお願いでありますけれども、一部改修したところもありますけれども、やはり塀全体を見ますと板塀が傷んでいるところもあるというふうなことで、27年度以降も含め

て計画的に施工をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 旧青山本邸の隣に建てられた研修センターは使用されているのか、いないのか。使用されているとすれば年何回ぐらい使用しているのかお伺いいたします。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 研修センターにつきましては、現在一部を展示スペースとして使っております。常時そこは開館をして、物品を置いているということで、昨年度はおしん展で使用してきたというふうなことです。あと、休憩室といいますか、畳の部屋もあるのですけれども、そこにつきましては旧青山本邸に常駐しております職員の休憩室、あるいは会議室としても年間数回ですけれども、地元の方皆さん含めて使っていると、そういうような状況であります。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 前の小野寺町長は、あそこにニシンそばを出すとかという話もあったし、また土産売り場もやるのだというふうな話もお聞きしたときがありますが、研修センターも古くなって、補修工事の計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 研修センターにつきましては、現在の日常的な管理の上では特段ぐあいの悪いところ、破損しているところ等ございませんので、今のところ工事の予定はございません。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 余り古くなっていないと、直すところもないということですので、大変よかったですなと思っております。

これで私の質問を終了します。

委員長（土門勝子君） これで11番、堀満弥委員の質疑は終了いたします。

7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 時間的にはまだ1時40分。これで26年度の今回の補正にかかわるものがすべからくいろんな質疑ができましたねというような状況であればそれで結構なのでしょうが、やはり私からすればまだそういった状況でもないのではないのかなと、こんなふうに思いまして、私からも少し質問させていただきます。

21ページの水産業費、その水産振興費、説明に遊佐町めじか地域振興協議会補助金1,500万円、これについてちょっと説明お願いしよう。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

遊佐町めじか地域振興協議会補助金1,500万円でございます。これは、県の補助金によるサケ、めじか増殖の支援事業でございまして、県が山形県の農林水産業創意工夫プロジェクトを利用しまして、めじか振興協議会が行う4,500万円の事業に対して3分の1の県補助を行うという内容でございます。平成27年度に升川のふ化場の施設更新事業を行う予定でございますけれども、それについてめじか地域振興協議会を通して補助をするという内容でございます。4,500万円の事業の中身でございますけれども、これにつま

しては要するに来年度行うふ化場の国庫事業で該当しなかった部分、例えば管理業務の委託料でありますとか、あとそれ以外、今現在ふ化場がかかっている電気料、それから飼料、それから修繕費、あと若干のソフト事業を加えた事業内容になっているようでございます。

委員長（土門勝子君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 自分自身もいろいろ事業そのものを以前から知ってはおりましてし、その中でいろんな漁業資源においても、また遡上する月光川水系のサケの尾数にしても、やはり一時期振るわない時期、なかなか波のあるというのでしょうか。遡上するサケの尾数が少ない状況も確かにありました、以前。そういうことからしたときに、育てる漁業という立場の中で、サケのふ化事業というのも私は欠かすことのできない大きな目標、目的を持った事業ではないか、こんなふうには思っております。その中において、いろいろと昔は吹浦にも建網の組合があつて、それで海の漁師さんと育てる側の、放流する側のサケを捕獲する組合、そしてその捕獲する組合はふ化事業もやっておりますし、春になれば稚魚を放流する。そういう事業でずっと伝統的に月光川水系もやってまいりました。ところが、今はもう吹浦には建網の組合、またそういった操業の状況がありませんから、昔はもう犬猿の仲でした。吹浦の建網の漁師さんとふ化を担当する立場の人とは、もう犬猿の仲の時代がありました。ところが、今特に先に立って頑張っているのが尾形修一郎さん初め滝淵川と牛渡川の組合の皆さんが一生懸命になってこの事業をやらんとして頑張ってきた経緯がある。それにはとる側と育てる側がこれからの時代は一緒になって頑張らなければいけないよと。そんな思いの中で尾形修一郎さん初めいろんな方々が北海道北見、宗谷方面にいろいろ出向いて、何とか一緒にやれないかと、我々も一緒になって育てるけれども、育てたサケが3年、4年、5年という年月を経て、生魚になって帰ってくる前段においてオホーツクで漁師の皆さんがやはりとると。その中で一番めじかという脂の乗ったいわゆる生魚に至らなかった、至らない状況の中で捕獲された脂の乗っためじかというものがオホーツクで一番とれる。それで、それが北海道の地元で放流された稚魚ではなしに、一番尾数の確認をとったときに多いのが月光川水系から放流されたサケが一番多いということが調査の中で確認されて、よし、では月光川の皆さんと一緒に、北見漁協等々の皆さんも何度か遊佐町にも足を運ばれて、お互いの信頼関係を構築して、それで今課長からも説明あったように事業の進展が今日に至っているという状況があります。しかし、やはり私はそれだけでよかったな、よかったなという、手をたたくようなわけにはいかない。なぜか。それは、今回もあなたから説明あったように、補正でもこういった何千万円単位のお金が出ていくわけです。来年度もばつと、これは来年度の状況に、予算編成の中で質問するとか、話題になるべきのことですけれども、ちらっと渡されているものを拝見すれば当初6,000万円余の予算を計上している状況にもある。やっぱり力を入れているなど、そういうのはわかります。でも、これは公の税金というものからいろんな事業の拠出をしていくわけですから、ただ遊佐町がふ化事業の進展を、またサケの育てる漁業的な感覚からよかった、よかったということだけではあつてはならないのだと思います。では、実際に月光川水系の貴重なめじかというサケが地元、我々の遊佐町に対してどんなことが、やってよかったねと住民が感じ取れるようなことが地域振興であつたり、そういったことが起こり得るのか。何にもなしで町民の皆さんが喜ぶわけにはいかないのだと私は思う。そういったことを先々に考えていかないと、やはりお金は出しましたよ、立派なふ化場ができましたよ、ふ化施設が立派になったがゆえに、それに伴ってふ化技術も伴って、ふ化の状況が数段よくなりました。おかげをもって尾数、い



わゆる放流をさせていく稚魚の尾数もこんなに違ってまいりました。それだけで喜ぶわけには私は遊佐町民としてはまいらないと、そういうふうに思いますが、いかがですか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

今回めじか地域振興協議会を通じまして、北見と北見の増殖協会と交流をさせていただいております。その中でこの間尾形会長も話ししておりましたけれども、教科書に載っていることだけでなく、いろんな北見の協会が持っている要するに教科書にはあらわれない技術的な部分をいろいろお聞きした結果、今回放流したときに物すごいふ化率が向上しているということで大喜びで喜んでおりました。来年、平成27年度にふ化場の更新事業を行うわけでございますけれども、これを成功にさせていただいて、要するにとる側と育てる側がうまく循環をさせていただいて、そういった意味でめじかも遊佐町に安定して供給していただけるという体制ができた暁には遊佐町でもそれをメインとしたまちおこしを仕掛けていきたいと。今現在もPRはしているわけでございますけれども、さらに安定的に遊佐町に来ればめじかを食べれるのだという形に持っていきたいというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 必ずやそういうふうな方向性、またそういった実態が起こるようなことでならなければいけない、そう思います。この間我々議会のほうにもいただきました。北海道新聞の切り抜きです。それ見ても、いろいろふ化場施設には3億円ほどの事業費が必要だとか、それで国が幾らぐらい、あと残りは地元の皆さんで負担するのだとか記事には載っておる。その冒頭に、いずれは山形の特産品にできればというようなことで、山形市のすし屋さんでいろいろ会食をやった状況の中で書いておる。やっぱり私は、一つの契機として平成28年に豊かな海づくり大会が山形県で開催される。これは決定です。やっぱりそれを一つの時のにらみとして捉えて、それ以後にめじかということの商品でもあり、遊佐町からふ化事業の中で放流されたそのサケの中からそういった北見漁協の皆さんがオホーツクでとるめじかの尾数が多いというようなことの中でしっかりと、28年度の豊かな海づくり大会を契機にしてと申し上げました。そのときにやはりしっかりといろいろな機会に山形県のふ化事業の状況の中において、こういったことがあるのだと、こういったことを振興させていきたいのだと、そういったことは全国の皆さんにやはり知らしめるべきベストチャンスだと私は思います。その以後、ああ、山形県の遊佐町というのはサケのふ化事業が盛んで、それが放されたときに北海道、オホーツクのほうで大きくなって、それでとったサケの中にめじかというのがおるのだってなと。では、めじかというのは食べてみようよ、山形県であるの。そういった声が上がってきたとしたら、私は遊佐町にあらず、山形県にめじかありというような状況が遊佐町から生まれるということが私は望ましい、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

そのとおりだと思います。このめじかが月光川水系から放流されたサケであるという部分を最大限に強調しまして、山形県に来ればめじかという部分ではありますけれども、そこは遊佐町なのだという点を今回28年度に全国豊かな海づくり大会が行われるわけでございますので、そこできちっとPRしていきたいというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） そういうことでしっかりと時期、タイミングを逸しないように捉えて、このことはやはり皆さん方にお任せということではなしに、みんなでこういったことを捉えて、しっかりと遅滞なく事の進みができるようお願いをしたい、こんなふうに思います。

では、もう一つだけ、同じ21ページでその上のほうに林業費があります。林業費、松くい虫の防除委託料4,100万円、これについて説明してください。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

これは、今回当初予算、平成27年度の予算の前倒しということで、菅里、それから比子、藤崎地内の松くい虫の被害の伐倒駆除をお願いするものでございます。処理量は約2,000立米を予定しております。そのうちパルプ、要するに運搬後破碎処理が600平米、それから運搬後ペレットとしての破碎処理、これが1,000平米、あと残りは現場で破碎処理をするという予定で計画をしております。

委員長（土門勝子君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 皆さんもお気づきだと思いますけれども、やはりここ遊佐町の保安林においても、それからこの間ちょっと北のほうに鉄道でもって行ってきたときに、隣のかほ市、由利本荘市周辺も何か広がってきたな、出てきたな、そういう状況があります。ひところやはり大分抑えてきて、発生する状況も少なくなって、よかったなという声も聞こえたのですが、その以後、ここ近年また少しずつふえてきているのです。だから、これはやはり遊佐町の対策、対応の仕方がどうのこうのということでは決してありませんが、やっぱり稲の場合の病害虫もそうだし、自分も農業をやってかなりの年月になるのですが、アワヨトウムシのあの被害なんていうのは、私は農業やって初めて大変な経験をいたしました。ですから、やはり病害虫というのはある意味では周期的なものもあるのかなと、こんなふうに思ったりします。あれだけ保安林の松くい虫の防除を毎年、毎年町単独でもやりながらもやってきて、それでいて、ああ、よかったなという状況がずっと続いたと思っておったところ、ここ近年またぼつぼつとふえてきた。そういった状況を考えてみたときに、やはり我々は昔から、例えば4文字的に言えば白砂青松の地と言われるけれども、そういった状況がこれからもずっと続いてほしいというのがやっぱり町民のすべからく願いだと思います。そのときにやっぱりふやしてはならないのだ、これ以上ふやしてはならないのだという努力をしながらも、ではその努力というものが今までの状況の管理体系、防除体系、そういったものに照らし合わせたときに、それでよろしいということなのか、あのことに照らし合わせたときに、やはりあれをもっとこういうふうにしたらというようなことなのかの検証なんかもあるのかちょっとお聞かせください。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

今回松くい虫につきましては、前から言われたとおり平成24年4月の爆弾低気圧で木が揺さぶられた関係で木が弱って、それプラス塩害が加わって増大したと言われております。ただ、そういった定説がある一方、それが全てかということではございませんでして、松くい虫の発生原因についてはまだ解明されていないというのが現状でございます。その中で町といたしましては、毎年定期的に薬剤散布を行って防除に努めているという状況ではございますけれども、現在の方法としましては松くい虫になった木を完全に

伐倒駆除するのが一番有効というふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） では、しっかりやっていただきましょう。

終わります。

委員長（土門勝子君） これで7番、佐藤智則委員の質疑は終了いたします。

6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） 私からも少し質問させていただきます。

まず最初に、21ページになります。機構集積協力金交付金事業補助金増額になっております。その内容についてよろしくをお願いします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

これは、農地中間管理機構の事業費確定のための増額でございます。内訳でございますけれども、耕作者集積協力金、これが320アールで単価が10アール当たり2万円でございますので、64万円。あと、それから経営転換協力金、これが30万円該当者が4人、それが120万円。あと50万円に該当する分が1人ということで50万円で合計234万円でございます。

委員長（土門勝子君） 6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） この会議に出席している私がこんな質問するのはどうかと思いますので、質問を変えますけれども、農業委員会のほうで実際にマッチングに当たっております。大変苦勞されているというふうに私も感じておりますので、農業委員会長のほうからいろいろ苦勞話などお聞かせ願えればと思ひまして、いかがでしょうか。

委員長（土門勝子君） 高橋農業委員会会長。

農業委員会会長（高橋正樹君） 実際そのマッチングを行っているのは、農業委員会というよりも、農協とタイアップして、農業委員会と農協が一緒になってマッチングをしているというのが今現実です。ですので、農業委員会としては余り特別なことはやっておりません。ただ、農業委員会を通して今作業受委託を結ぶよりは、機構を通して結んだほうが少しでもお金がもらえるということで、機構を通すほうがこれからだんだんふえてくるのかなと思ひているところです。

以上です。

委員長（土門勝子君） 6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） もう少し大変なのだよという話ししてもらえれば私の次の質問につながっていくわけですが、本題は22ページに行ってしまう。確かに農地の集積なりに、それから受委託に関しましても、今米価の低迷の中ではなかなか大変でありますし、従事者も高齢化しておったり、本当に年いったり、機械がもう使えない状態の中で丸投げしたりとかというような状況が農村の中では起きております。22ページに入りますと、道路橋梁費の中で測量設計委託料の700万円の減というようなこともあります。その辺の内容をお聞きしてから、またいろいろお話ししたいと思いますので、この測量設計委託料の700万円の減と工事請負、町道改良、これはたしか西浜の橋でしたか。その辺だと思ひますけれども、その辺の内容についてお願いできれば。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

13節の委託料ですけれども、測量設計委託料700万円の減。これにつきましては、稲川の防雪柵を設置検討しておりましたけれども、今回地権者との折り合いがつかず、もう少し調査をしようということになりまして、設置に対する委託費としての支出はなくなったということで……

（「宮田」の声あり）

地域生活課長（川俣雄二君） 五歩市の南側といいますが、あの場所の計画がなくなったということがまず一つ。

それから、もう一つは子どもセンターのところに町道を設置をする予定でした。というのは、若者定住住宅の絡みでそこに設置を予定しておりましたけれども、用地取得等にちょっと時間を要したことから、今回は委託設計を見送ったということから、それが主なもので700万円の減というふうになっております。

委員長（土門勝子君） 6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） 内容についてはよくわかりました。

それで、先ほどの話に戻るわけですが、いわゆる受委託であるとか農地集積の場合従事者が一手に引き受けるという形であったり、無理をして規模拡大をしているというようなところもございます。それに、一番の課題となっているのはその周辺環境の管理なのであります。先ほど雑談の中で農道の舗装というような話もございました。農地・水でもちよこちよこと交差点の5メートルとか10メートルとかその辺はやってもらっているわけですが、いわゆる砂利敷きであるとか、草刈りであるとかというのがなかなか大変な作業で、それが農地集積、それから規模拡大に足かせになっているのかというふうに思っております。今遊佐地区の農地・水の中では三つほどの集落が、トラクターモアの導入も考えているそうですけれども、それだけでなく、やっぱり農道整備というのは農道を町道に格上げすることの施策であったりとか、前は材料費を差し上げますから、自分たちで舗装したらどうなの、舗装するのに協力しますよというようないろんな提案を申し上げたこともあるので、その辺の可能性について少し地域生活課なり産業課のほうでお考えいただけないものかどうなのか。前の課長はいいですよと言って退職してしまって、もうそれっきりになっておりますので、その辺の考えいただければありがたいです。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

一定の農業の規模拡大においてのその周辺整備の環境整備というのは当然重要なのはそのとおりだと思います。砂利敷きだとか草刈りの一定の範囲につきましては、今行っている多面的機能の事業によってやってもらっている部分もあります。ただ、農道の舗装につきましては現在限られている予算の中で執行しているわけですが、基本的には集落に近い部分で、要するにある程度集落に影響を及ぼす部分の農道について舗装させていただいているというふうな整理で舗装の事業を行っているところでございます。

委員長（土門勝子君） 6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） 利益誘導ではありませんが、私の近くにそういうところありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと。その辺は後でゆっくりお話ししたいと思います。これは冗談としてさておいて、や

はりそういう材料を供給しながら、みんなで今のうちに、人手があるうちに環境整備しようよという部分に関しましてはいろいろお手当ていただきたいなというふうに思います。これ以上お願いしても、ちょっと難しいかと思しますので、この件は終わります。

補正8号のほうに入りたいと思います。先ほどからお話しになっておりますプレミアム商品券です。この件に関しましては前回、3回ほどというふうに前も話がありました。あのプレミアム商品券で得する人というのはいなかったのではないかというふうに私も思っております。前回は鳴り物だけはよかったのだけれども、いろんなトラブルも引き起こしましたし、遊佐町でない方が恩恵を受けたというような話もございましたので、これだけはもうやっちはいけないのだなというふうに思っていましたので、今回は補正8号ということで、別の採決となるということで、反対をしたいというふうに思っていました。先ほど町長は、下水道の接続にというような案も出されております。そういうことであればそれなりの決め打ち的なプレミアムの使い方があるのではないかというふうに思います。そういう意味で商品券というのはちょっと理解できないのですけれども、これは質問というよりも、質問は先ほどもう皆さんで終わっておりますので、どちらかというところと反対意見として申し上げたいと思うのですけれども、やり方としてやっぱり前みたいにもう印刷費から何から全部プレミアム商品券の予算の中で行って行って、事務も何もという形になるわけですか。その辺の内容について、どこをどういうふうに予算組みされたのかということをお聞きしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

今回補正させていただきました2,400万円の内訳でございますけれども、プレミアム率が20%ということで、この部分が2,000万円でございます。あと、残りの400万円につきましては賃金、商工会に委託するわけでございますので、商工会の賃金、それから消耗品、あと印刷製本等々かかりますので、それら合わせて400万円。合計2,400万円という内容でございます。

委員長（土門勝子君） 6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） このプレミアム商品券が使われるというのは、いつ発行でいつまでということもあろうかと思っておりますけれども、どのように設定されておりますか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

これにつきましては、これから準備を進めまして、なるべく早くということで6月、7月ころには販売を始めたいというふうなことで考えております。売り方につきましても前回同様、当日、初日につきましては各まちづくり協議会で一斉に販売、あとエルパ、それからその後商工会で販売をしていくというふうな予定をしております。

委員長（土門勝子君） 6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） どう考えてもなかなか有効的な使い方が私は見えてこないわけですが、プレミアム商品券の使い方というのをもう一度考え直すべきであろうというふうに思います。これがいわゆる不用額になってもいいわけなので、来年になれば、その辺少し下水道に使うというのであればそれなりの決め打ち的な予算のほうに組み替える、要綱をつくるであるとか、その辺また苦言を申しまして私の質

問終わらせていただきます。

委員長（土門勝子君） これでは6番、阿部満吉委員の質疑は終了いたします。

9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 質問してよろしいでしょうか。

委員長（土門勝子君） よろしいです。

9番（土門治明君） 委員長からいいというお言葉いただきましたので、第8号補正のほうで、6ページに企画費、負担金補助金で移住と、それから定住の補正が今なされております。上がっております。それで、これは行政報告書のほうで現在2軒のリフォームに今かかっているということでしたので、その件については、この予算については私は異議を申すわけではありませんけれども、これまでもそういう予算をつけてリフォームしてきて、そして移住してもらった家族がいるわけなのですが、現在どうですか。遊佐町に来て、その方たちは順調に暮らしていますか。その辺のことをちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

遊佐町の定住促進計画に基づく、特に集落支援員活動を通じた、あるいは町行政で言えば定住促進専門員と連携をした形で空き家対策に重点を置いて取り組んでおるわけでございますが、それを中心とした町への移住、定住の状況についてちょっと数字で申し上げたいと思います。

まず、昨年度、今年度それぞれの数値を申し上げたいと思います。25年度は5世帯13人の移住を果たしております。集落支援員等の活動を通して、13人の移住に結びつけております。今年度につきましては、4世帯16人の既に移住を果たされております。さらに、今年度予定といたしましては行政報告にもありましたとおり杉沢にお二人、あるいは五日町に3人、駅前にお一人、それから丸子にお二人というような形で今年度中に何とか移住していただけるのかなと。町で用意いたしました空き家に入らせていただくと踏んでおるところであります。年度をまたぐというようなことも今後考えられますが、そういう数値的な状況でございます。我々が目標としておる、今年度であれば40人の移住に結びつけるというところまではなかなかほど遠かったなという残念な思い、反省もしておるところでありまして、また27年度以降の取り組みで努力していきたいなと思っております。

その移住をされた方々の定着率といいますが、その状況につきましては、ただいま申し上げた数値は定着されているという数値でありまして、このほかに残念ながら今の丸子にお二人というお話ししましたが、この丸子の第2号リフォーム空き家、住宅につきましては、昨年8人家族が移住されてきましたが、残念ながらまた転出されたということもありますし、また布倉に1名の方が入られたのですが、数カ月後に転出されたというような残念な結果に終わっておるものもあります。何でそういう状況が生まれたのかなというふうな分析もしてきました。たまたまであるかもしれませんが、その2件につきましては遊佐に来られて遊佐が気に入って、そしてその物件が気に入って、すぐ入られたのです。かなり短期間で。その辺十分遊佐町で生活することのよしあしといいますか、全てがバラ色なわけではないわけでありまして、その辺の認知が十分なされないままにあったのかなというふうな感じもいたしております。もちろん我々いたしましては、そういうことのないように十分遊佐町の魅力を伝え、また冬の生活の厳しさ等々も伝えながら定住を求めてきたというものでございますが、その辺もひとつこれからの課題にしまして対応してい

きたいなというふうに思っております。

以上です。

委員長（土門勝子君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） では、またお尋ねします。

丸子の件なのですが、残念ながら転出されたということです。それで、リフォームした部屋の中が大分またリフォームしないと貸せない状態であったという話聞いておりますけれども、その負担は入った人からいただいたということになりますか。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えいたします。

一義的にはその物件を傷めた方が改修に当たって、その費用も負担すべきものと思っております。そのように、実際はこちらで手をかけ、改修をしましたが、それを計画的にお支払いしていただくように求めています。

以上です。

委員長（土門勝子君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 求めているということは、なかなか払ってもらえないという解釈でよろしいですね。これから入ってもらうのもいいのですが、やはりそういうことの危険性もあるものですから、やはりそういうことをこれから注意しながら進めていってほしいなと思います。この件については、これでまず簡単に終わります。

それから、プレミアム商品券でなくて、プレミアム旅行促進事業なのですが、これについても説明ではふるさと納税のお返しの旅行券だと、旅行の一部負担金みたいな感じなのですが、具体的にどのようなのでしょうか。簡単にでいいですから。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。監査で十分審査しておるので、数字のほうはよろしいかと思えます。

企画課長（池田与四也君） お答えいたします。

この1,140万円の増額補正に関する中身につきましては、大きくというか、3つに区分されます。大きく言って2つに分けられるのですが、町内のホテル、旅館、民宿に宿泊される方に対する恩典といいますか、サービスであります。宿泊された方の宿泊総額、支払い額総額に対しまして、その30%分を町内で消費できる商品券、先ほどのプレミアム商品券に相当するものという形で商品券をお上げする。これ30%分お上げするというのが1階部分とっております。ただ、宿泊者によってはすぐお帰りになる、お土産も買わないでと、そのいとまもないというふうな方もおられるかもしれませんので、そういった方々に対しましては報償費にありましておりふるさと特産品をカタログで選んでもらえる形にしまして、後日送付という仕組みをとる。この2つの組み合わせが1階部分です。今回この取り組みの中で準町民制度、町民に準ずる制度を創設したいと考えておりました。ふるさと町民といいますか、ふるさとにゆかりのある、遊佐町を郷里に持つ方々等を準町民と認定しまして、その方々に限定をした恩典としましてもう20%、宿泊代の20%を割り引きしてあげるという2段階方式をとりたいと考えておりました。そういったものに係る総額経費1,140万円です。

以上です。

委員長（土門勝子君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 終わります。

委員長（土門勝子君） これで9番、土門治明委員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（土門勝子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（土門勝子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。初めに、本特別委員会に審査を付託された補正予算のうち議第1号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第7号)、議第2号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議第3号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第3号)、議第4号 平成26年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第5号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、議第6号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議第7号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議第8号 平成26年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)、以上8議案について、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（土門勝子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて、お諮りいたします。議第35号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第8号)について、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（土門勝子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後2時30分）

休

憩

委員長（土門勝子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時）

委員長（土門勝子君） 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。



局 長（佐藤源市君） 報告書案文を朗読。

委員長（土門勝子君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（土門勝子君） ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後3時04分）

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成27年3月4日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治 殿

補正予算審査特別委員会委員長 土 門 勝 子